

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VIII 社会保障闘争

2 老齢保障闘争

厚生年金改悪反対闘争

七九年四月年金基本構想問題懇談会はぼう大な最終答申をまとめ、九月三日には社会保険審議会が厚生大臣に「厚生年金制度改正に関する意見書」を提出した。さらに一〇月には社会保障制度審議会が「高齢者の就業と社会保険年金」と題する七七年一二月の建議の続編をまとめた(第三部一V「社会保障」参照)。こうした動きのなかで、わが国の公的年金制度は、その抜本的改革へむけての作業が具体的に開始された。

厚生省は、八〇年一月一九日社会保障制度審議会と社会保険審議会に、厚生年金法等の一部改正案を諮問した。

この諮問案は、給付水準、遺族年金および加給金の引上げという改善面もあったものの、(1)老齢年金支給開始年齢の六五歳への引上げ、(2)保険料の大幅値上げ、(3)遺族年金の支給について四〇歳未満の子なし寡婦には支給しないという改悪をもり込んだものであった。このような案にたいし総評・労働団体・民主団体は、健保改悪反対闘争とあわせて反対運動にとりくんだ。国民春闘共闘会議は、一月一九日社会保険審議会総会に先立ち、会長らに支給開始年齢引上げについて、(1)五五歳定年制が民間企業の四割をこえる、(2)昨年の社保審意見書では、三者構成のうち労使が反対しており今回の諮問は意見書に逆行する、(3)共済年金との官民格差をふたたびもちこんで将来の一元化にブレーキをかけている、としたうえ、支給開始年齢の引上げは年金制度全般におよぶ不当かつ重大な攻撃であるとして、これに反対し年金改正案の修正をおこなうよう要請した。

同盟は、七九年一二月四日、厚生大臣にたいし当面の重点課題となっている医療保障・年金制度の改正について申入れをおこない、年金制度の改革について、(1)ナショナルミニマム年金の確立、(2)妻の年金権の確保、(3)老齢年金の支給条件について官民格差の是正をはかる、(4)労使による保険料負担は労三対使七とする、(5)スライドは賃金スライドとするなどの考え方を示した。また、政府の厚生年金争闘金改正のための諮問案にたいして、(1)老齢年金の支給開始年齢の引上げについては、定年制および雇用の現況、年金財政の現況、共済年金の支給開始年齢との格差是正の観点から強く反対し、(2)保険料率の改正については、財政見直しに関連して保険料率の引上げはやむを得ないものの一挙に大幅な引上げをすることは、被保険者の生計を圧迫することになるから段階的引上げ考え、本年に大幅引上げをすることを調整するよう求めた。

このような反対運動の成果として、厚生年金改正法案は、支給開始年齢引上げを訓示規定として付則に入れるという形で国会に上程された。国会での審議がすすむなかで、総評・春闘共闘会議は、八〇年春闘における社会保障闘争の主軸として、厚生年金改悪反対運動を健保改悪反対運動とあわせてとりくんだ。

四月二五日には、自民、社会、公明、民社四党間で、(1)支給開始年齢に関する訓示規定の削除、(2)四〇歳未満の妻を遺族年金の支給対象から外すことを削除、(3)保険料を政府原案から一〇〇〇分の三下げる、という合意が成立した。これにたいし五月六日総評・中立労連社会保障対策委員会は、(1)保険料率の引上げをさらに圧縮すること、(2)年金積立金の管理運営を被保険者本位に民主化するため当面共済組合なみとすること、という要請をおこなった。総評は、厚生年金改正法案を健保と切り離して成立させるよう主張したが、自民党は同時決着をゆずらず内閣不信任案可決により廃案となった。

総評厚生年金対策委員会は、厚生年金改悪反対の行動と並行して政策討議をおこない八〇年二月の臨時大会に中間報告を発表した。報告の内容は、(1)支給開始年齢を六〇歳で統一する。しかし当面は女子五五歳とする、(2)拠出期間二〇年、(3)給付水準はILO一二八号条約の示す水準に適合するよう拠出期間三〇年で年間平均現金給与総額の四五%以上とする、(4)老後の最低生活費用を保障すること、を目的として各制度に共通した同一額の最低保障年金を創設する、(5)標準報酬月額は下限を六万円とし、同率の保険料負担とする、(6)賃金自動スライドとする、などである。また未検討事項として(1)婦人の年金権、(2)遺族年金、障害年金の支給条件と給付率、(3)年金財政計画と基金の管理運営、(4)経過年金の給付水準のあり方と財源措置、(5)国民年金における所得比例年金の導入の是非と方法、(6)業務処理体制の改善と一元化に関する措置六項目をあげている。

総評は五月一二日、東京・日本女子会館で厚生年金対策委員会を開き厚生年金改革について協議した。午前中は総評がまとめた「厚生年金制度改革のための提案」を説明し、午後、同提案をめぐってパネルディスカッションを開いた。午後のパネルディスカッションでは、地主重美千葉大教授、久保まち子日本女子大教授らが同改革案についての意見を述べた。

共済年金改善闘争

共済年金改正法案は、大蔵省が七九年度の国家予算編成時にとつじよとして公表し、二月二一日衆参両院に提出されたものである。これにたいし社会・民社・公明・共産の四党は、支給開始年齢延長の問題で反対の態度をとり、この部分を削除した法案を対案として提出し、総評は共済組合対策委員会を中心として七八年一二月からこれに反対し阻止する闘争を組織し、七九年春闘における社会保障闘争の主軸としてとりくんできたが、結局、政府原案ともども時間切れで廃案となった。

七九年七月二三日総評共済組合対策委員会は、今後の対策を協議するため総会を開き、既裁定年金のスライド等の改善と共済年金の支給開始年齢の引上げ等の二つの部分は分離して、スライド等の改善はすみやかに実施すべきであることを基本に今後追求する六項目の課題を確認した。

法案通過の最終段階で、総評共済組合対策委員会は、(1)法案は分離はほとんど不可能な情勢となった。したがって雇用や支給開始年齢等の諸項目について最大限の条件をとらねばならない、(2)公労協と公務員共闘については、法案取扱いについてたとえば法案成立の時期について若干の差異がある、という情勢判断をおこない、総評五役に態度を一任することにし、総評五役会議として協議し態度をとりまとめることを確認した。一二月六日開かれた、総評と社会党の協議の結果、最終的に社会党側から出された党としての法案は年内に処理する、具体的にはさらに総評と協議するとの見解を確認した。

第九一通常国会は一二月二一日開会され、この日、本法案は可決成立した。この共済組合年金法案には、野党や総評などの反対、修正要求を反映して、異例の付帯決議がつけられた。総評は大蔵省共済課と法案の具体的条件について詰めてきたが、一二月二二日総評生活局長と大蔵省

共済課長の間で、共済組合法等の改正案成立に伴う附帯決議の処理等について口頭確認をとりまとめた。(1)国公共済の退職年金支給開始年齢を段階的に引き上げて六〇歳支給を原則とすることになったが、各省における退職勧奨年齢もそれに応じて段階的に引き上げていくよう努める、(2)減額退職年金については、一般的には退職年金支給開始年齢の五歳前からとするが、勧奨等による退職の場合はさらに五年前から選択できる、(3)国庫負担割合については検討をつづける、(4)懲戒処分者等にたいする共済年金の給付制限のあり方については、緩和の方向で再検討する、(5)共済制度全般と通ずる基本問題に関し調査審議するための機関の設置についてとりくむ。

九・一五高齢者大集会

七九年九月一四日、東京で第九回目の九・一五高齢者大集会が、高齢退職者を中心に約一万人の参加で開催された。九・一五大集会の中心スローガンは、医療保健改悪、年金保険制度の再編成、地方自治体での福祉後退などの動きを背景に、(1)福祉の後退を阻止し今こそ社会保障の充実を、(2)労働者の雇用保障、労働の実情を無視した年金開始年齢の延長をゆるすな、(3)福祉年金、遺族年金の大幅引上げ、婦人の年金権を早急に確立させようという内容で、この三本の柱にそった二一項目の統一要求をかかげた。

全国高齢者・退職者の会の活動

結成以来九年を経過した全国高齢者・退職者の会連絡会議(略称・全国高退連)はきびしい情勢のもとでたゆみない運動をおこなってきた。七九年度中に、この組織に加盟したのは、NHK退職者全国協議会で、七九年一〇月現在で一九単産二万二六四一名(うち民間一万二九八名)の組織となった。ただ民間単産退職協は、まだ四単産にすぎず、定年退職者の把握の困難な民間企業労組の一面がある。また県退職協は、沖縄をのぞく四六都道府県に結成され、県評や地区労の協力を得ながら、七九年度二万八八九名となり、うち民間組織は四万三六四名である。運動課題は、(1)医療保障、(2)年金と老齢保障、(3)高齢者雇用の三つである。

同盟のゆたかな老後をつくる運動

同盟は、国民運動の一環として「ゆたかな老後をつくる運動」を軸とする高齢者の福祉の向上をめざす活動を、七九年の下半期の活動の中心とした。敬老の日を中心に九月を運動月間として、昨年より五地方多い二五地方を重点地方に指定し、運動を展開した。中央では、これまでの運動の成果、今後の政策要求をアピールしたリーフレットを二種(各二〇万枚)と、政策要求の解説資料五〇〇〇部を作成配布し、七九年一〇月二六日東京で、「ゆたかな老後をつくる運動高齢者代表者会議」を九〇人の参加で開催し、会議後、労働大臣にたいする雇用保障に関する申入れとあわせて、厚生大臣にたいする高齢者福祉に関する申入れをおこなった。

老地連の福祉後退抵抗運動

老後保障地域団体全国連絡会(略称・老地連)は七九年から八〇年にかけての主要な活動として、例年どおり国会予算編成時にあわせて、七九年一二月下旬の約一週間、厚生省前で、「軽老政治をやめろ、老人医療有料化反対」などの横断幕をかかげ座りこみをおこなった。とくに東京都が八〇年一月一八日に、敬老パスを廃止し、所得制限を導入して老人パスとしたことに抗議するため、都老協が老地連の協力のもとに、早期から都庁前でのビラ配布、知事、都の各政党への要請行動をおこない、午後からは、集会にひきつづき正門前で座り込みをおこなった。東京、神奈川、埼玉、千葉の老地連は、地方自治体への要求行動をつづけてきたが、その結果、千高連・習志野では医療無料化の年齢引下げ(七〇歳を六八歳)、神高連・横浜では在宅ねたきり老人へ一日一組のおしめ

支給に成功した。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
